

「第 51 回優秀環境装置表彰」 募集案内

近年、一段と多様化しつつある国内及び地球環境規模での環境問題に対処するため、優秀な環境装置（システム）を選定し、その開発・製造事業者及び開発に携わった主たる開発者を顕彰することにより、環境保全技術の研究・開発及び優秀な環境装置の普及の促進を図り、地球環境の保全に資することを目的に実施する。

1. 表彰の対象

地球環境保全に資する以下の環境装置（これらに関する技術を含み、移動発生源に係るもの及び家庭用並びに環境測定機器類を除く（以下同じ））であって、販売開始後 10 年以内、かつ装置・システムの性能が十分に評価できる規模及び運転期間を有するものであること。

① 大気汚染防止装置

例）集じん装置、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、排ガス処理装置 等

② 水質汚濁防止装置

例）産業排水処理装置、下水処理設備、し尿処理設備、污泥処理設備 等

③ 廃棄物処理装置

例）収集・運搬・輸送機器、破碎機、選別機、焼却・熔融設備、污泥処理設備 等

④ 騒音・振動防止装置

例）騒音防止装置、振動防止装置

⑤ 土壌・地下水汚染修復装置

例）掘削除去装置、固化・不溶化・封じ込め装置 等

⑥ 再資源化装置

例）破碎機、選別機、圧縮機、梱包機、解砕機 等

⑦ 温室効果ガス分離・回収・処理装置

例）温室効果ガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）分離・回収・処理装置

⑧ 上記①から⑦の技術に付属したエネルギー・資源利活用装置

例）廃棄物発電装置、堆肥化・飼料化装置（廃棄物由来）、CO₂利用燃料製造装置（合成メタン、合成燃料など） 等

⑨ 化石資源の代替品製造装置

例）水素製造装置、アンモニア製造装置、バイオ燃料製造装置、バイオマスプラスチック製造装置 等

⑩ その他環境負荷低減に資する装置※

※ 環境配慮型の装置（システム）（例：省エネ型エアコン、省エネ型蛍光灯、電気自動車 等）は「その他環境負荷低減に資する装置」には該当しない。 ご不明な方はお問合せください。

2. 賞の種類（予定）

- ① 経済産業大臣賞
- ② 経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官賞
- ③ 資源エネルギー庁長官賞
- ④ 中小企業庁長官賞
- ⑤ 一般社団法人日本産業機械工業会会長賞

- ※ 資源エネルギー庁長官賞は、化石資源の代替品製造装置のうち、水素・アンモニア、バイオ燃料、合成燃料、合成メタンの各製造装置を対象とする。
- ※ 中小企業庁長官賞の対象は、中小企業（資本金3億円以下または従業員数300人以下の企業）が開発・製造した環境装置とする。ただし、大企業（親会社）からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている企業または大企業（親会社）からの役員出向が、役員構成の2分の1以上を占めている企業は対象外とする。
- ※ ①経済産業大臣賞 ②脱炭素成長型経済構造移行推進審議官賞 ③資源エネルギー庁長官賞 ④中小企業庁長官賞の受賞装置については、当該受賞装置の開発に携わった主たる開発者に対し、一般社団法人日本産業機械工業会会長より賞状及び記念品を授与する。

3. 応募申請

- (1) 応募申請者は、上記の環境装置を開発・製造する者、企業またはその他の団体とする。
- (2) 2者以上で共同して開発を行った場合は、共同で応募申請することができる。
- (3) 過去に応募申請した装置については、著しい改良を加えた場合にのみ、応募申請することができる。

4. 評価の指標

以下の4つの指標について総合的に評価を行う。

いずれも類似装置や従来装置（申請装置と同じ方式※）との比較における評価を行う。

※ 同じ方式が無い場合は、従来主流であった方式との比較による。

(1) 独創性

- ・従来装置や類似装置には無い新規の技術、機能を有する
- ・新たな発想やコンセプトによる開発が行われている
- ・他者からの技術導入等に基づく場合は、独創的な改善・改良が加えられている

(2) 性能

- ・従来装置や類似装置と比較して具体的、定量的に能力の向上が認められる
- ・耐久性・安全性、運転・操作性に優れ、維持管理が容易である
- ・他の環境因子等への相乗効果が期待される

(3) 経済性

- ・イニシャルコスト、ランニングコスト等の総合的かつ長期的な経済性に優れている
- ・特に、省エネルギー、省資源、省スペース、省人化等の効果を有する
- ・また、売電収益、有価物売却益等が見込まれる

(4) 将来性

- ・申請装置に関する現在の市場規模と今後の市場動向から将来普及が見込まれる
- ・従来装置や類似装置との代替、他分野や海外への適用等により、地球環境保全への寄与が期待される

« 「優秀環境装置表彰」における「環境装置」の範囲 »

環境装置とは、環境保全上の支障の原因となるおそれのある環境負荷の低減に資する装置であり、具体的には以下のとおり

- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の防止、抑制、浄化を行う装置
- ・上記の原因となりうる廃棄物や浄化の過程で発生する汚泥等の処理または再利用や再資源化を行う装置
- ・地球温暖化の原因となりうる温室効果ガスの分離・回収・処理または利活用を行う装置、並びに化石資源の代替品を製造する装置

5. 申請書類

5-1. 事前登録

(1) 提出書類

所定の様式（「各種提出書類の作成要領」参照）により「事前登録書」（*様式1）を作成の上、電子メールにて下記事務局まで提出する。

(2) 提出期限

2025年6月27日（金）

※「事前登録書」を受付後、事務局より「登録済み」の連絡をする。

※ 事前登録の期限後でも「応募申請」はできますが、事前に事務局までご相談ください。

5-2. 応募申請

(1) 提出書類

所定の様式（「各種提出書類の作成要領」参照）により次の書類を作成の上、下記事務局まで提出する。

①「応募申請書」（*様式2）

②「装置の概要」（*様式3）

③「装置の説明」（*様式4）

④ 添付資料

i) カタログ、仕様書、フロー図、写真等を添付する。

ii) 申請装置に関わる特許の取得等がある場合は内容が分かる資料を添付する。

iii) 第三者機関（計量証明事務所、公設の試験研究機関等）が発行した応募申請装置の性能を客観的に証明する証明書が有る場合は添付する（ユーザが取得したものでも可）。

(2) 提出形態及び部数

下記の①及び②の両方を提出する。

① 紙ベースのファイル

上記5-2. (1) ①～④の書類を1セットに綴じたファイルを1部提出する。（「各種提出書類の作成要領」15頁参照）

② 電子ファイル

次の電子ファイルを記録メディアに保存し、紙ベースのファイルとともに提出する。

（お差し支えなければ電子メールにて送付いただいても当方は問題ありません）

- ・「応募申請書」（*様式2）……………PDF
- ・「装置の概要」（*様式3）……………Microsoft Word
- ・「装置の説明」（*様式4）……………Microsoft Word
- ・添付資料（カタログ等）……………PDF
- ・添付資料（特許関連資料）……………PDF
- ・添付資料（第三者機関発行の証明書）………PDF

※「共同申請」（例：A社とB社の2者共同で応募申請する）場合；

- ・「応募申請書」（*様式2）……………A社、B社各1部ずつ作成
- ・「装置の概要（別添1）」（*様式3）……………1部
- ・「装置の説明（別添2）」（*様式4）……………1部
- ・添付資料等……………1部

1セットに綴じ、
1部提出する

※ 他者からの技術導入、特許買取・譲渡が有る場合は、その旨を記述し、技術導入後における改善・改良点について明確に説明すること。

※ 共同開発（共同申請）の場合は、その旨を記述し、それぞれが担当した開発の内容（役割分担）について明確に説明すること。なお、実証試験のための設備等を提供するのみは開発者には該当しない。

* 各提出書類において、ご説明・ご記入をお願いしている項目・内容に漏れがあった場合、厳正な評価（審査）ができかねます。ご提出前に必ず、ご確認くださいませようご協力のほどお願い申し上げます。

* 提出資料は原則、日本語表記をお願いいたします（商品名等を除く）。なお、日本語以外の言語で書かれた資料には日本語訳を添付してください。

* 応募申請書の「装置の説明」（様式4）をもとに、本表彰事業の報告書原稿案を作成いたします。原稿案は、受賞内定時に内容ご確認のご連絡を申し上げます。

6. 応募締切

2025 年 7 月 18 日（金） ※必着

7. スケジュール（予定）

2025 年	6 月 27 日	事前登録締切
	7 月 18 日	応募申請締切
	7 月～	書面評価
	10 月～11 月	実地調査※ ¹
2026 年	1 月	審査
	3 月	表彰式※ ²

※¹ 「実地調査」は、原則、申請装置が設置された施設において、応募申請者及び装置のユーザーの出席のもと、申請内容等の調査をするため実施する。なお、実地調査は全応募装置に対して実施されるものではない。

※² 表彰装置（審査結果）は「表彰式」にて公表する。なお、本表彰事業及び表彰装置（技術）を広く周知するため、当工業会ウェブサイトや機関誌に関連記事を掲載する。また、業界紙等への記事掲載を依頼するに当たり、応募申請ご担当者の情報（ご氏名・ご所属・ご連絡先）を報道機関へ提供することについて、予めご理解、ご了承くださいますようお願いいたします。ただし、報道機関への情報開示が不都合な場合は、ご連絡ください。

<一般社団法人日本産業機械工業会の個人情報保護指針>

<https://www.jsim.or.jp/pdf/about/documents/a-1-51-05-00-00-20230401.pdf>

8. 事前登録書及び応募申請書の提出先

一般社団法人 日本産業機械工業会 「優秀環境装置審査委員会」事務局 宛
〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号 機械振興会館 4 階 405
TEL：03-3434-6820 E-mail：kankyo51hyosho@jsim.or.jp
（本件担当：環境装置部 塚原、大川内）



※詳細はウェブサイトをご覧ください